

茨木市障害者支援施設整備事業補助要綱

茨木市社会福祉施設等整備補助金交付要綱（平成3年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和54年茨木市規則第7号）第2条第1号及び第8条の規定に基づき、社会福祉法人が設置する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）の創設又は増設（増築、増改築、改築及び大規模修繕をいう。以下同じ。）に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる事業は、社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）に適合した障害者支援施設を創設又は増設する事業であって、かつ、国庫若しくは府費補助又は共同募金会その他の公益団体からの補助（第4及び第5第3号において「国庫補助等」という。）の内示を受けた事業とする。

（補助対象経費）

第3 補助の対象経費は、障害者支援施設の創設又は増設に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 工事費又は工事請負費

(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は前号の額の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）

(3) 障害者支援施設の開設準備に必要な経費

（補助金額）

第4 補助額は、国庫補助等の算出に用いる算定基準額から国庫補助等及び寄附金の額を控除した額を上限として、市長が別に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市障害者支援施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 国庫補助等の内示を受けたことが分かる書類
(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市障害者支援施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の届出）

第7 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市障害者支援施設整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市障害者支援施設整備事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市障害者支援施設整備事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書
- （補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の事業実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市障害者支援施設整備事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市障害者支援施設整備事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書

類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年3月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者支援施設整備事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第14の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。